

実際に商品を使用する際は、必ず商品に書いてある説明をよく読んで、記載内容に従ってお使いください。

←この色の部分が2008年10月30日付けで変更になりました。

【適用病害と使用方法】

※印は収穫物への残留回避のため、その日まで使用できる収穫前の日数と本剤及びストレプトマイシンを含む農薬の総使用回数の制限を示す。

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用時期	総使用回数※	使用方法
はくさい	軟腐病	1,000～2,000倍	収穫14日前まで	3回以内	散布
もも	せん孔細菌病		収穫60日前まで	2回以内	
ばれいしょ	そうか病 黒あし病	100倍	植付前	本剤：1回以内 ストレプトマイシン：5回以内 (種いもへの処理は1回以内)	5～10秒間 種いも浸漬
こんにゃく	腐敗病	1,000倍	収穫30日前まで	本剤：6回以内 ストレプトマイシン：6回以内 (種いもへの処理は1回以内)	散布
たばこ	野火病	1,000～2,000倍	—	—	

(散布液には少量の展着剤(ダインなど)を加えるとより効果的です。)

作物名	使用目的	使用濃度	使用時期	総使用回数※	使用方法
ぶどう	無種子化	1,000倍 (200ppm)	満開予定日の 14日前～開花始期	1回	散布又は花房浸漬
			満開予定日の 14日前～満開期		花房浸漬(第1回目ジベレリン処理と併用)

【効果・薬害等の注意】

- ①石灰硫黄合剤などの強アルカリ性薬剤及び石灰、タルク、ベントナイトなどの吸着性増量剤を含有する薬剤との混用はさけてください。
- ②殺菌剤として使用する場合
  - 高温時に薬害として葉に黄白色の斑点を生ずることがあるので注意してください。特に、はくさいについては高温時、又は幼苗期には使用しないでください。
  - 本剤の連続使用によって薬剤耐性菌が出現し、効果の劣った事例があるので、過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる薬剤と組合せて輪番で使用してください。
- ③ぶどう(ジベレリン液に添加)に使用する場合
  - 第1回目ジベレリン処理時にジベレリン液に添加処理し、第2回目ジベレリン処理(単用)を必ず行ってください。
  - 展着剤は加用しないでください。
  - 薬液は使用の都度調製し、なるべく調製当日に使用する。又調製液はなるべく日陰においてください。
  - 必ず処理適期、所定濃度を守ってください。
  - 使用に当っては、ジベレリンの使用上の注意事項を厳守してください。
  - 本剤の使用に当っては、病虫害防除所または販売店等と相談してください。
- ④ばれいしょの種いも消毒に使用する場合
  - 萌芽後や種いも切断後の処理は薬害を生ずるのでさけ、必ず萌芽前に種いもを切断せずに処理してください。特に植付後の地温の上昇が遅れた場合には萌芽や生育遅延が助長されるので春先の気温が低い地域では注意してください。
  - 浸漬処理が長くなったり、高濃度液に浸漬すると薬害が生じやすいので所定の浸漬時間及び希釈倍数を厳守してください。
  - 薬剤処理した種いもは長時間ぬれたままにしておくと発芽遅延等の薬害を生ずるので、風通しのよい場所ですみやかに乾燥させてください。

●種いもを切断する場合は処理した薬液が十分乾いてから行ってください。

●薬剤処理した種いもは食料又は飼料には使用しないでください。

⑤適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用してください。なお、病害虫防除所または販売店等と相談することが望ましいです。

【安全使用上の注意】

①体調のすぐれない時は散布しないでください。

②使用量に合わせ薬液を調製し、使いきってください。

③本剤は収穫後に使用しないでください。

④本剤は医薬に用いないでください。

⑤使用残りの薬液が生じないように調製をし、使い切ってください。散布器具・容器の洗浄水は河川等に流さないでください。また、空容器等は、水産動植物に影響を与えないよう3回以上洗浄して適切に処理してください。